



特255
512

明法天皇勅教書

田中智國撰述

6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



512

明法天宮勅教書

田中智學謹述

33

特 255
512

明治天皇勅教ものがたり 目次

○勅語の正文……(一)○小序……(二)○字解……(三)	
○御文通釋……(五)○義釋略講……(七)○勅教全文	
段階生起次第ノ圖解……(一〇)	
第一 華國宏遠の巻……………	二三
第二 樹徳深厚の巻……………	二七
第三 克忠克孝の巻……………	三〇
第四 億兆一心の巻……………	三三
第五 孝友和信の巻……………	三六
第六 恭儉持己の巻……………	三九
第七 博愛の巻……………	四二
第八 公益世務の巻……………	四六
第九 義勇奉公の巻(上・下)……………	四九
第十 成其徳ヲニスルの巻……………	五五

勅語の正文

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ
 我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此
 レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
 爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博
 愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公
 益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公
 三奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣
 民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
 斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所
 之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳
 服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



公益ヲ廣メ 公共の利益増進に努め。 世務ヲ開キ 世間に必要なる賢務を展覧し。 常ニ 平生に。

國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ 國の憲法を重じ、其他の法令に遵ひ。 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ 天壤と共に窮り無き皇位の運を守護せよ。 是ノ

如キハ 是の如く忠孝の大義を行ふことは。 獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス 朕が忠良の臣民たるを得るばかりで。

又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯影スルニ足ラン それが又爾等の祖先の遺風を彰すことにもならう。 斯ノ

道ハ 上に示したる所の忠孝の大義は。 實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ 實に、我が皇祖皇宗が御身に行はせたまひて、子孫の導きと

子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所 皇孫も、臣民も、俱に遵守すべき大道。 之ヲ古今ニ通

シテ謬ラス 時代によりて教力を失ふやうなる弊道でなきゆゑ、古今萬世に通じて謬らない。 之ヲ中外ニ施シテ悖ラス 我が國だけの道でなく

朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ 朕は、爾等臣民と俱に斯の道を拳拳服膺して。

咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ 上下咸其の大道徳の實行者となりて、徳を一にすることを望む。

中外 國中と國外と
拳拳服膺 拳拳は、捧げ持つこと、服膺は、胸に著けることで、失はず忘れずとすること。

御文通釋

(初の御文段)

虔んで御文を拜し奉るに、皇祖天照大神と 皇宗神武天皇（御代々も含む）御先祖が、斯の國を肇められた由來は、宏く遠いことであり、又、多くの年所を歴て、道を行ひ徳を樹てさせられたことは、深く厚いことである、その御感化を受けた、我が臣民が、忠誠にして克く國に努め、孝順にして克く親に事へ、臣民全體が、道を中心にして結合し、心を一にして、世々忠孝を勵む美風であるのは、御先祖の宏い功と深い徳が、臣民の血に骨に傳はつて、然うなつたものである。即ち國の精神が臣民各自の身に發れた、それが國體の精華である。是の如く忠孝が過去の久しい間、臣民の心を導いて來たが、將來の國家教育の淵源も亦此に存る。と過去に溯つて、忠孝國本の由つて來る所を明したまひ。

過去の勳徳に
つての御感定

現在の御行に就し
ての御指導

更に、現在に就いて、「爾臣民」とお呼びかけになつて、先づ、孝、友、和、信の四徳で人の道を示し、次に、社會道徳を明して、恭儉と身を恭み博愛と他を恵み、尋で、修學習業し、智能を啓發し、徳器を成就せる上は、世間に進出して、公益を廣め、世務を開き、尙それを國家道徳に引緊めて常時の重憲遵法と、事變に處しての義勇奉公とを挙げ、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」と結ばれ。

(末の御文段)

最後に「斯ノ道」は、皇祖 皇宗が、御身を以て垂れたまひし御遺訓である、皇孫も、臣民も、俱に遵守すべき先天の道で、萬世不易なるがゆゑ、「古今ニ通ジテ謬ラズ」と曰ひ。世界全人類の依るべき天地の公道なるがゆゑ、「中外ニ施シテ悖ラズ」と仰せられ。朕は、爾等臣民と俱に「斯ノ道」を拳拳服膺して、上下徳を一にすることを望むとの篤い御願望。

未だを促しての御
願望

レコードの
講述これ肉
聲の書冊な
り

一般に「勅教」
の稱を濫用し
たきものなり

義釋略講

此講は、レコードの講草にして、僅々六葉の草案なれども、四十餘日を費して、十有餘回に稿をあらためたる、一言一語苦心の文字で、義を六節に約して、數十萬言に匹敵すべき努力を要した紀念の講述であるから、本篇に收めて義釋の一章に充てる事にした

(一) 國民的經典としての勅教

世に教育勅語と稱する「明治天皇の勅教」は、國民道徳の規範であるのみならず、實は國民精神の指導原理であつて、國體の本義をお説きになつた大經典である。故に凡そ國民は、すべて此聖訓を心として、身を持ち世に立つべき筈である。然るに近來や、之を形式的に扱つて、其深い意義を翫味しない傾向のあるのは、甚だ以て遺憾の次第である。畢竟此大切な教訓を等閑にした所から、思想の混亂や種々の國難も醸されたのであるから、國難を救うためにも、國民

「人類同善世界一家」の提
要は、神武建
國の大目標に
して日本帝國
の眞使命なり

は一齊に緊張して、この勅教に聚らねばならぬ。依て今聊かこれが
神髓を略説して、國體精神の明徴を期することとする。
勅語の御文段は、おのづから三段になつて、「初の段」は國體の原
所を明し、「次の段」には其國體が實行に現れた所の國民道德をお示
しになり、「末の段」に至りて、此國體の道は御先祖の遺訓であると共
に、其が直ちに天地の公道であるから、日本の君民は、先づ一致し
て斯道の實行者となり、實行を以て世界に模範を垂れ、さうして吾
が建國の大目的たる「絶對平和」の活證文を示して、神武天皇御
主張の「人類を一つ善に同め、世界を一つ家として世に絶對平和を
建設しやう」といふ彼の「人類同善世界一家」の大理想を實現する
様に勵まうぞといふ聖意をお述べになつたもので、文言は至つて簡
明で、義理は甚だ深い。且つ節々に「爾臣民」とお呼びかけになつた
慈父の如き御親みの中に、君としての命令と、師としての明訓を兼
備へた「親の聲」「師の聲」「君の聲」と、主師親三徳の結晶した慈

「國民よ斯う
行へ」「國民よ
斯う考へろ」

悲の聖訓であつて、専ら國民の性命と仰ぐべき大經典である。
されば、學校は申す迄もなく、家庭も、國家も、一切この聖訓を本
としなければならぬ、教育も此心で人を教へ、政治も此心で世を治
め、國家は此心で固め、社會は此心で整理されなければ、徹底した
國民民福も共存共榮も決して望めない。要するに「國民道德の訓へ」
であると共に、國民精神の指導原理であつて、「國民よ斯う行へ」と
いふと同時に「國民よ斯う考へろ」との御教訓と拜すべきであらう。

(二) 國體の根元

日本國體とは、日本の本體といふ事である、久しい君と久しい民と
が、精神的に將た事業的に、渾然として「道」の上に一致凝結した
姿と心との現はれを指して國體と申すので、淵源は遠く、基礎は堅
い。即ち「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」とあつ
て、吾國開闢の御先祖の神々より、代々の天皇が、遠い昔から此國

君徳から反映した民性

五大要素

神道君国民

士を經營なされ、此民を恵まれた宏大なる功績と厚い仁徳とが、深く民心に沁透り、それから感化された結晶が「我が臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」といふ先天的國民性となつて發達したので、決して一時的部分的のものでない、元來が君徳が反映しての民性であるから、億兆の臣民言合はさねども一つ心である。然しその一つ心は、人民個々の間で一致した一つでなく、君徳に朝宗ツての一つである。故にその根は深く、幹は固く、さうして枝葉は美しく茂り榮えて、億兆一心の強い力となつたのだから、何事でも成し遂げずには置かない。その世々の成績が、三千年の歴史を輝かした吾國の美風善俗である、それは祖宗たる神々の徳澤と、それを承繼く御代々の天皇の恩澤と、それへ一致同化した忠孝の民性、この（神と君と民）との三つが、一つ呼吸に合致して力となり、作用となつて、營み來つた國家が、この日本帝國である。而して又この（神と君と民と國）との四つすべてに、生命となつて流れて居る根本勢力が、日本國體の道であ

よき人間は必ずしもよき國民にあらざれども、よき國民は必ずよき人間なり

る。即ちこの道は神の心から發し、天皇の心に繼がれ、國民の心に實行されて、國性國力となつて、國の運用を司る。この（神と君と民と國と道）との五つを綜合して「國體」即ち「くにのり」といふ。國の本體である。「心」とも「原則」とも「主義」とも言ひ得る國の性命で、その發露を「國體の精華」と仰せられた。要するに國體が國家國民の指導原理であるから、凡そ國民教育の目標は、この國體から出たのでなければならぬ、いくら善事善徳を奨めたからとて、其れが國體に基いて居なければ、日本の教育とは言はれない、私が平素「よき人間を造るよりはよき國民を造れ」と主張して居るのは、即ち此聖旨に基いたものである。

(三) 國民道德の大綱

勅語の第一段に國體が教の本だと仰せられたのに依ると、その教育の現はれは、即ち國體の現はれでなくてはならぬ。即ち臣民たるも

孝愛の民にし
て始めて眞の
立憲治下の民
たり得べし

の、宜く自分の直接の本たる父母には孝養を盡し。父母の延長たる兄弟は互に相友愛し。一家の本を爲すべき夫婦は和合し。社會進出の歩み出しである所の朋友は互に信義を守り。かくて個人としての準備が整つたら、其を引緊めて、身を恭み用を儉かにして自己を持ち。それで養つた力を伸して、博愛衆に及ぼして世を救う心を練る。その練られた心に磨きをかけて、立派に役立つ様に、學を修めて智識を啓き、業を習て才能を發揮し、その智能が道徳的に發現して完全な器となつて、始めて公益も廣められ、世務をも開いて、眞の立憲治下の民として、國家經營の舞臺に登る。凡そ立憲治下の民は、憲法を性命として國民生活の基準を定め、國法を守り、國家的約束に服し、常に「徐なること林の如き」忠良の民として、一朝國家に事ある時は、「疾きこと風の如く」猛然として君國の爲に一身を捧げ、義勇奉公の實を盡して、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることが出来る。天壤無窮とは、天地と同じく悠久だといふ事で、道は天地

天壤無窮の皇
運には天壤無
窮の民命が伴
ふ

と同體である、日本國體は道であるから、天地と共に無窮である。人類をそれに同化しようといふのが神の目的で、その聖的運動だから、「天壤無窮の皇運」といふ、即ち彼の「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚」なる 皇祖 皇宗の精神事業が、天皇と國民とに乗り兜つての延長であるから、皇運は天壤無窮である。臣民の扶翼も亦天壤無窮である。故に國民道徳の結論は、必ず皇運扶翼に結着すべきで、即ち皇運扶翼の爲めの義勇奉公なり、國憲國法なり、公益世務なり、學業智徳なり、恭儉博愛なりで、其振出しが孝友和信であつて、その歩みは「克く孝に」の現れ、其到達が「克く忠に」の現れである。

(四) 國民道徳の歸結

一口に國民道徳と言つても、立場に依て違ひ、個人の立場には個人の道徳があり、社會には社會道徳、國家には國家道徳がある、然し

國家的で仕上げる社會なり個人なりであるべし

其が離れくにならずに、一つで貫いて順序よく健全に發達して、始めて人生の意義が成立つ、正しい順序としては、先づ個人道徳、次に社會道徳、次に國家道徳となつて、國民の本領は完うされるのである、さればこの勅教に、先づ「孝友和信」で個人的道徳の土臺が出来、それから「恭儉博愛」で始めて社會進出の用意が開かれ、「學業智徳」で社會的資格が備へて、公けの益をも興し、世の務にも役立つ、これで社會人として世の中に立つべき社會道徳が完成する、その仕上げが國家道徳であつて、平素は憲法を尊重し、國法を守り、國民たるの任務を盡し、一旦緩急あるに至つたら、一命を捧げて君國の大事に赴く所の「義勇心」を振起して、天日嗣の天業を翼賛し奉る。此三道徳を一貫して「國民道徳」は大成される。初に「個人道徳」の種が芽を出し、次に「社會道徳」の培養耕作で成熟し、終りに「國家道徳」で實を結ぶ。此の三つは一つの根から出て居る、これが眞の日本道徳である。倫理や道學で捏上げた觀念的道徳でな

談理の道徳に
あらずして事
實の道徳

くて、源遠く君徳と民性の一大結合が産んだ天性事實の大道徳で、即ち國體の發動である。故に若しも此國體を度外して國家や社會を談じたり、國民道徳を論じたら、大變な見當違ひで、且つ靚面に此御指南に違背する。個人道徳も社會道徳も、結局國家道徳に仕上げられて、ともに目鼻があくのである。故に「孝友和信」より「義勇奉公」に至るまでのすべての道徳は、當然「天壤無窮の皇運を扶翼する」事に聚つて、始めて國家道徳の意義をなす、それが忠良の臣民たる所以である。而も其忠良は、決して服從的義務的のものでなく、ヤハリ吾々の祖先が盡し來り營み來つた「克く忠に克く孝」なる民性の持前を發揮したので、即ち祖先の遺風を顯彰した事になる、取りも直さず國體を身に行つたのである。

五) 天地の公道

勅語の「最後の段」に於て、國體の結論として、此國體は、日本は

一六
かりの道でなく、天地の公道で、世界的正義なることを、お述べになつて、端的に「斯道」と仰せられ。それが 皇祖 皇宗の遺訓であると共に、古今萬方に貫徹した天地の公道だから、「之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ」と断定なされ。扱て之を實行に移して、斯道の眞價を發揮することが、吾國上下の肩頭に懸つた天職だとあつて「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられた、その御聲は洋々として、吾等の心と耳に流れ通ひ、尙博く世界人類の上にも絶對平和の救ひの手は伸びて居る。勅語三段の内、「初の段」の解説、「中の段」の教令、「末の段」の抱負。三段の明教、理路整然、懇情切々、吾々臣民たるもの、何で之を尋常一様の文字と解し去て濟まりか、須らく國の魂吾等の生命として、朝夕之を心に念じ口に誦し奉りて、飽まで其深い義理を味ひ、此無限の御慈教に感奮して、これが實行に勵まねばならぬ。殊に吾祖先の遺訓遺風が、そのまゝ、世界的公道で 上は、當然之

眞理は國境なし然れども實行には國境の別あり

を遵奉實行すべき責任ある日本の君民は、祖先の遺風を顯彰すると同時に、それが其儘世界の模範として、全人類の絶對平和を來す所以である旨をお諭しになつた、意味深く義理正しき大教訓である。因縁の上から、「日本國體」と言ふのだが、元々「斯道」は決して一國一民族の上のものでない、又昔も今も同じ光同じ効力で、恰かも太陽の光りが、いつも古くいつも新らしく、且ついづれの國土をも照すが如く、古今に謬らず中外に悖らざる天地の公道だと喝破せられたのは、即ち 神武天皇の御主張たる「人類同善世界一家」の皇猷を直寫せられた世界的大宣言と拜すべきであらう。

(六) 君 民 一 徳

既に 皇祖 皇宗の御遺訓たる斯道は、その儘「天地の公道」「世界の正義」で、決して日本一國の私の道でない。トいふ義は、元來日本建國の目的が、廣く人類全體の絶對平和を築かうために、その基

準たる三大綱に依つて「國ヲ啓メ徳ヲ樹テ」られたのである。即ち天照大神がニギハヤヒの尊を日本の主として、天業の王道を布き行はせらるゝ初めに、「天壤無窮の神勅」と共に、お授けになつた「鏡」と「璧」と「劍」の三種の神器に象徴された建國の意義を、神武天皇に至つて、それを「積慶」と「重暉」と「養正」の三大綱で明白にされた。即ち神武天皇の勅語に「我皇祖皇考乃神乃聖積慶重暉多歷年所」とあつて、其傳來の遠くて正しいことをお宣べになり、更に奠都即位の御宣言に於て「上則答乾靈授國之徳下則弘皇孫養正之心然後兼六合開都掩八紘爲宇不亦可乎」と仰せられて、御代々の繼承が、單に血統相續のみでなく、「正ヲ養フノ心ヲ弘メ」とある、この「養正」といふことを帝室の事業とされて、御先祖の「積慶」と「重暉」を繼續實行する所の「力」とされた。積慶の「慶」は慶福で「めぐみ」即ち仁の徳、重暉の「暉」は「ひかり」で、昏昧を除く文化開發の指導即ち智の徳、養正の「正」

「積む重ねる
養ふ」俱に向
上の進歩的國
性を意味す

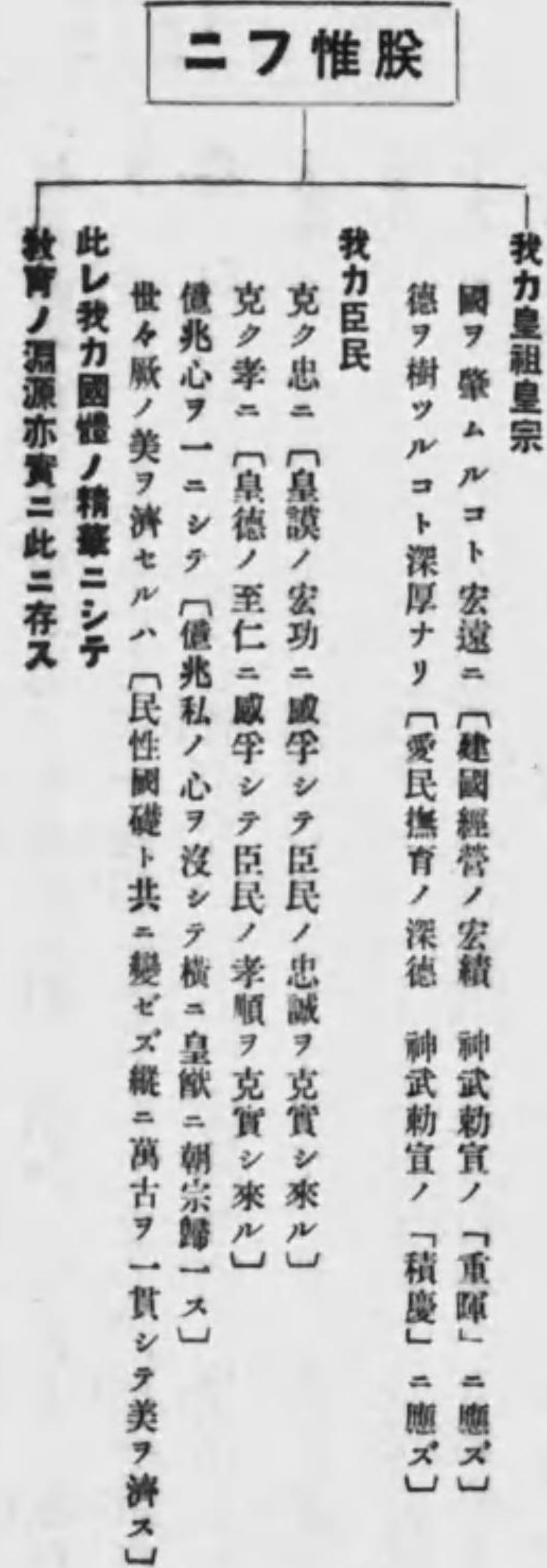
は正義の實行で勇の徳。その一々が「積む」とあり「重ねる」とあり「養ふ」とあるから、一時的や部分的でなく、積み重ねて、益々向上進展して息む時がないから、天壤無窮の皇運といふ。此三大綱は、建國の基準、國體の原則であつて、彼の自由平等博愛などより、もつと根元的で公明正大な世界的大真理である。それを主義から言つて國體、實行でいへば斯道、道は行ふべき爲のものだ、いかなる條理名論でも、實行しなければ空論死法である、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と、おん躬を以て國體をお説きになり。直接には國民を導き、間接には人類を救ふ洪大の御慈教「末終に成らざらめやは國の爲め民の爲にと吾思ふ事」といふ御製を拜し合はせて、深く「翫味實行を誓ひ奉るべきである。

勅教全文、段落生起次第ノ圖解

〔 〕 内は私釋

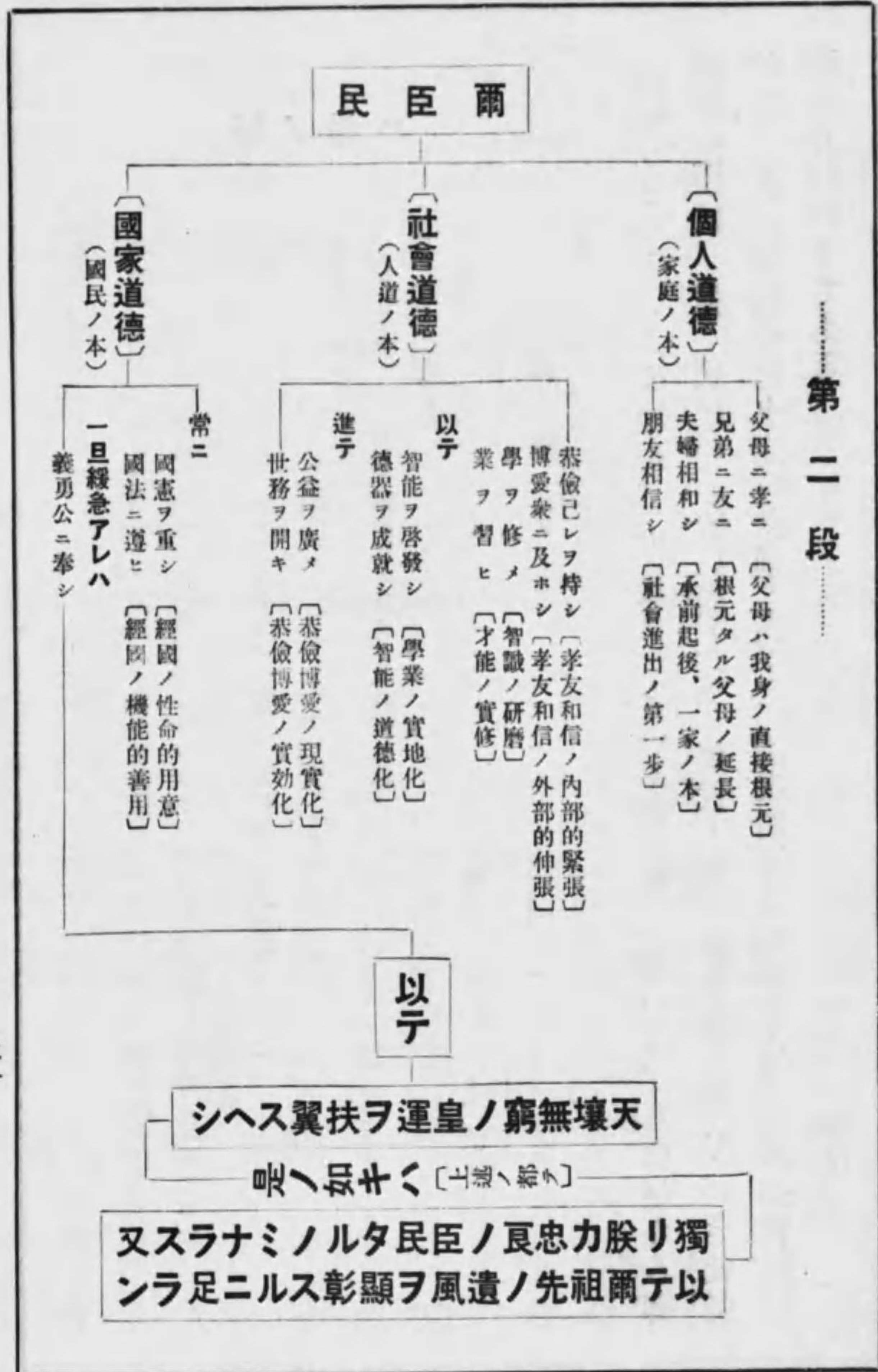
- 第一段** 「朕惟フニ」より、「亦實ニ此ニ存ス」迄は、國體の源由を訓へたまふ
〔「序分章」とも「過去章」とも稱し奉るべきもの〕
- 第二段** 「爾臣民」より「顯彰スルニ足ラン」迄は、國體の發動を訓へたまふ
〔「正宗章」とも「現在章」とも稱し奉るべきもの〕
- 第三段** 「斯ノ道ハ」より、「最終の」庶幾フ」迄は、國體の光揚を訓へたまふ
〔「流通章」とも「未來章」とも稱し奉るべきもの〕

第一段



ニフ惟朕

第二段



斯ノ道ハ

實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ「漢タル抽象的道德ニアラズシテ祖先ノ實踐的遺訓」
 子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所「普通道德トシテヨリモ祖先ノ遺訓トシテ遵守ノ大義存ス」
 之ヲ古今ニ通シテ認ラス「萬古一貫天地悠久ノ至道不新不古ニシテ大新大古」
 之ヲ中外ニ施シテ悖ラス「萬方一貫ノ正義「人類同善世界一家」ノ至道」
 朕
 爾臣民ト俱ニ「君民同ジク守ルベキ遺訓トシテノ道」
 拳々服膺シテ「他動的馴致ニ籍ラザル自性自發ノ實行」
 威「君モ民モ」
 其徳ヲ一ニセンコトヲ「道ノ修養一ナルガ故ニ徳ノ顯現亦一ナラザルベカラズ」

庶幾フ

「朕惟フニ」といふ聖境が、「庶幾フ」といふ御願業に動いて、其痛切なる御
 慈訓の響は、強く國民の心腑に徹して、萬代不磨の活教典と仰ぐべき此勅
 教は、吾が同胞の日夕之を念誦し奉て、造次顛沛にも忘れず、これが實行に
 勵み力むべきである。

三柱の神
伊弉諾伊弉册
伊弉册伊弉諾
伊弉册伊弉册



(伊弉諾伊弉册大御神宮)

第一 肇國宏遠の卷

これから下は、専ら家庭の讀物として、史實を織込んで、少年少女方のために、易解くお話しいたします。

太古、天と地が岐れて、其中に三柱の神様が化生れになつてから七代目の神様を、伊弉諾伊弉册尊と申上げました。その伊弉諾伊弉册尊の御二柱は、天の浮橋に立て、大きな瓊矛を執て、この「大日本國」の國々を探り出して下さつた神様でありました。やがて伊弉諾尊の左の御眼から一人の偉らい神様が御生れになりました。それが即ち天空の上に輝いて一切萬物を照

天照大神神勅
 『高天原ノ千五百
 秋ノ瑞穂ノ國ハ
 是レ吾ガ子孫ノ
 王タルベキ地ナ
 リ、宜シク爾處
 振、就イテ治ラ
 スベシ。行ケヤ
 寶、許ノ國ヘマ
 サムコト。當ニ
 天璽ト稱マリ無
 カルベシ』



らし、萬物を恵み育て玉ふ大日輪の神、天照大神様であります。
 天照大神は、高天原の真中に立派な御殿を作つて、其處から常に世界の隅々までを御覽になつてゐます。
 『御父伊弉諾尊が地上に探當て玉ふた大日本國は世界の真中の國だ葦原の中つ國だ。この國は今、國內が騒擾しい、けれども、我が子孫が往つて治めれば、光りかゞやく天上の平和と正義を、人間世界に移して行へる地である。』
 ト思召して、皇孫天津彦彦火瓊杵尊を御降しになりました。
 いよいよ凡ての準備が出来上つて御降臨にならうとする時、大神さまは、天上の「道」を形であらはした「鏡」と「璽」と「劍」の三種の「神寶」を尊に御授けになりました。
 『この「鏡」を我と思つて、いつも天上にある通り正直に公明にやれ、又この「璽」のやうに慈悲深く、この「劍」のやうに正しい力で國を治めろ。天地を貫くやうな正しい道で治めれば、其國は天地のあらん限り榮えるにちがひない。』
 ト御教へになつたのであります。
 瓊々杵尊は、そこで神々が御供して日向ノ高千穂峰に御降りになりましたが、それから四代目の神武天皇が位に御即になる時に『此の國は天照大神から御授けになつた國だから、神様の御心で治めなければならぬ。そしてやがて世界中を神様の御徳で統

三種の神器
 八咫鏡
 八咫鏡玉
 八咫鏡玉

神武天皇聖勅
 『高天原ノ千五百
 秋ノ瑞穂ノ國ハ
 是レ吾ガ子孫ノ
 王タルベキ地ナ
 リ、宜シク爾處
 振、就イテ治ラ
 スベシ。行ケヤ
 寶、許ノ國ヘマ
 サムコト。當ニ
 天璽ト稱マリ無
 カルベシ』

建國の大理想
日本國の出来
上つた理由、國
の魂。

一にして、平和に幸福にしなければならぬ。
ト仰つて、光りかゞやく建國の大理想を御述になつたのでした。
諸君、日本の國は、その肇國が、かやうに高い深い一つの教へに
なつてゐるのです。



宮 神 原 櫻)

を命令つて居ます。ですから他の國民とちがつた大きい深い心掛が
なければなりません。

ですから、明治天皇は
此の事を「國ヲ肇ムルコト
宏遠ニ」と仰せられたので
す。

諸君、諸君は、天照大
神さまから、神武天皇さ
まから、この大きなお仕事

第二 樹徳深厚の巻

自然の發露
自然のあらはれ
疾苦
苦しみ
御體験
おためしになる
こと

平安遷都
人皇第五十代
神武天皇
三紀

醍醐天皇
人皇第六十代
藏人
陛下の御傍の御
用をする役人

日本帝室の人民を愛護遊ばす御仁慈の大御心は、これ 皇祖 皇
宗以來國體自然の發露として、いづれおろそかはないのでありま
す、古くは 仁徳天皇の御仁政のかゞやかしい御例もありますが、
茲には親しく民の疾苦を玉體に御體験遊ばされた 醍醐天皇の尊い
御例を御話致しませう。

山城國の平安京に、都を御移しになつてから、第十一代目の天子
を 醍醐天皇と申し上げました。

山に圍まれた京都は、冬は随分寒い都であります。
その寒い京都で、或る冬の夜、御所の灯が何時までも消えず、夜
の更けるまでともつてゐることがありました。

宿直の藏人達は、火桶を抱へて寒そりにちぢこまつてゐます。
が 天皇ばかりは、夜の御殿の中で端然と坐つて、何事かを、チー

玉體
天照の御身體



ツと考へてゐらつしやいまして。

「下々の者は、嗚この寒夜に耐えかねることであらう。朕が身はかく厚く衣を重ねてもなほ寒い。」

ト、仰せられると、やがて上に襲ねた御衣を脱いで傍へに御置きになりました。

御傍の者が驚いたことは云ふ迄もムいませぬ。

「陛下、畏れ乍ら、この寒夜に御身薄にならせ給ふはなに事にムいます。玉體に

御障りがあつては大變でムいます。ト、御止めするのでした。

「イヤ、朕はたゞかうして下々の疾苦を朕が身の上に験して見たいのだ。」

ト、かう仰せられたあまりにも深い御仁慈の御言葉に、御傍の者は、たゞく感泣してしまひました。

この有難い陛下の御代を、後世延喜の聖代とあがめた、へまつるのは、誠に當然でムいます。

が、かうして、何處までも人民を御憐れみになる大御心の元は、矢張、皇祖 皇宗からつたはつた國體の徳光が、時あつて、ハツキリ顯はれたのに過ぎませぬ。

「樹徳深厚」と仰せられたのは即ち此御思召で、かうして日本では、いつも徳の根本は、帝室から出てそれが臣民を感化して、美しい忠孝の國民性が出來るのであります。

皇祖
天照大神
皇宗
神武天皇

第三 克忠克孝の巻

青葉茂れる櫻井の驛に、楠正成と一子正行とが着いたのは、延元元年五月十六日のことでした。

千劍破城
河内國河内郡
金剛山の西腹に
在り、正成の起
した城。

赤阪城
同じく河内國河
内郡に在る正
成の館の上の山
上に築城せるも
の。

勝目のない戦
敵將豊氏大軍を
撃つて九州より
海路をとり
て攻上り、味方

千劍破に、赤城に、百萬の關東勢を、小氣味よくかけ惱ました忠勇無双の正成、その正成が、今度といふ今度は、到底勝目のない最後の戦に向はねばならぬのです。彼は之を思ふと駒の歩みも自づとたゆむばかりですが、猶それよりも思ひやられるのは、國の行末、一天萬乗の大君の御安危であります。正成は屹度心中に決心して、幼ない正行を、自分の前に坐らせました。

「正行よ、卿は茲から河内へ歸りなさい。」

「父上、歸るのはイヤてムいます。何卒私も戰場に御伴させて下さいませ。」

父の言葉に對して、幼い正行は勇ましくかう答へました。

「正行、卿はもう十一だ。父の教誡が、耳に残らぬ筈もあるまい。今度の合戦は天下安危の

は驚駭なるが
之を以て正成の
計は用ゐられ
ぬ故。



はあるまい。父亡き後は、天下は逆賊尊氏のものとならうけれども卿は河内に歸つて、よく母に仕へ武を磨き、成長の曉は、一族郎

黨を集めて再び菊水の旗をひるがへし、君のため國のため身を以てつくし奉らねばならぬ。それが父への第一の孝養である。

と恂々と説き聞かせました。幼い正行は、俯首れてそれを聴いて居りましたが、やがておとなしく両手をつかへて、

『父上の仰せはよく判りました。成長くなつたらキツト逆賊を亡します。』

と答へて、泣く泣く河内の國へ別れて行くのでした。その雄々しくもいたいけな姿には、並居る面々一人として泣かぬものはありませんでした。

かくて正成は、攝津國淡河で一族郎黨と、勇ましい悲壯な最後を遂げたのですが、河内に歸つた正行は、父の遺言にたがはず成人の後、天晴南朝の忠臣となつて、屢々朝敵をかけ惱まし、遂に四條畷の露と消えるまで美しく勇ましく闘ひとほしたのでした。

四條畷の合戦
正平三戦正行
高師直の六畷
の大兵と河内
郡四條に無敵
して正行戦死。

奉獻式
神標にものさ
上げる儀式

楠公父子の二代の忠義は、實に日本人としての孝は、即ち忠であり、忠は即ち孝である、忠孝一致の活きた模範を示したものであります。云換へますと、小楠公は君に忠なることによつて、父に孝なることが出来たのであります。これが即ち日本國體から現はれた克忠克孝の教へて、所謂私の忠孝を超越した徹底的の忠孝が、日本の眞の忠孝である道理を示してゐるのであります。

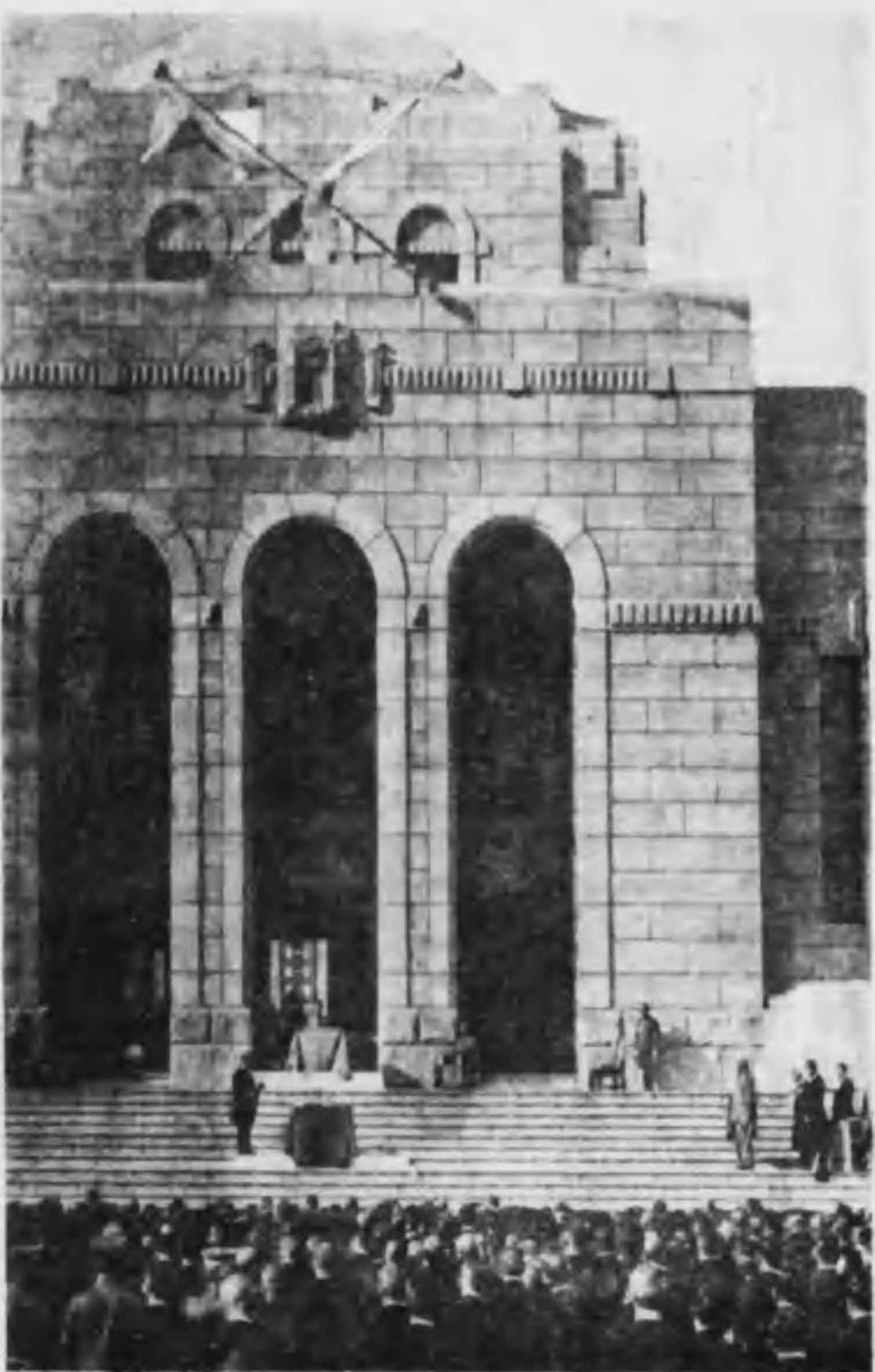
第四 億兆一心の巻

茲に掲げた寫眞は、大正十五年十月廿二日に行はれました明治神宮外苑奉獻式の圖で、

諸君も知つてゐられるとほり、明治神宮の外苑は、明治天皇様の御徳を慕ふ日本國中の臣民が、或は金圓を献納したり、或は花木を献じたりして、それを神宮奉賛會でとり扱つて、大正七年から工事を始め十年近い星霜を経て、出来上つたものでした。であります

から、或意味から云へばそれは萬民至誠の表現とも云ふべきものであります。

攝政宮
天皇陛下の御代
理をして、政治
を御とりになる
宮殿下



(明治神宮外苑奉獻式)

ソコデ、その奉獻式の當日には、畏くも當時まだ攝政宮でゐらつしやつた今上陛下が親しく御台臨になつたのであります。そして

閑院宮殿下を始め若槻首相、牧野内府、徳川奉賛會々長(家達公)以下二千有余名の代表者が、参列して、いとも嚴かに、其式は、聖

優渥
あつい御恩

徳繪畫館前で行はれました。

當日 攝政宮殿下からは、優渥なる御沙汰書を賜はりました。それは十年の星霜を閲して宏壯な建築林苑を竣工したことは、舉國臣民の至誠になるものと仰せられて深く之を御嘉納遊ばされ、明治天皇並に 昭憲皇太后在天の尊靈も嘸御満足に御思召すだらうと有難い御言葉を賜つたものであります。

それはまことに、明治天皇の御示しあそばした。

億兆一心の教

が、事實に今茲で行はれた尊い實例であります。ト云ふのは、億兆一心といふことは、人民同志が勝手にみんなで心一つにするといふのではないのであります。上 陛下の御思召を基として一つになるといふのでありますから、恰度此場合は、上 皇室において、明治天皇の盛徳大業を御尊崇になる大御心に、人民もピッタリと一致して、崇敬追慕の至誠を奉獻つたのであります。

盛徳大業
えらい御徳と宏
大な御事

國相
國體は國の根本
の要
國性は克己克復
の日本人の性質
國相は国民一致
の國の精神・國
の相

足柄山
豐原時義に義光
が筆の秘曲を教
へた時
後三年の役
七十二代白河元
繼の御歴年記

畏くも、殿下の御前に、首相以下百官百僚と舉國の代表者が、滿腔の至誠と歡喜とをこめて、恭敬の姿態をあらはして居る此寫眞は、ホントに日本らしい日本の國相を見せて居るのであります。

第五 孝友和信の巻

「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」と仰せられた「孝友和信」の御教の中、兄弟友和の世にも美しい一の例を擧げて、他の父母に孝に、夫婦相和する等の御教を推しはかるやうにして貰ひます。

そして、つまり「孝友和信」の御教は、個人から家庭、家庭から社會へ及ぼす道德の初めになる大切な關門でムいます。

さて足柄山で簫を教へたことで名高い新羅三郎義光の話は皆様御存じてせう。その義光について又かういふ御話があるのです。

後三年の役に、陸奥守義家は横暴不禮な清原武衡家衝を打懲らすべく、兵を出して戦ひましたが、賊勢強大で、味方は全く苦戦に陥

清原武衡家衝
前九年の役、攝
關義家を擧げた
出陣の勲賞、清原
武衡の子
金澤柵
出陣、關北、關



つたのでした。

恰度、其の時です、金澤柵を攻め圍んでゐた義家の陣屋へ或日、二三の従者をつれた立派な武人が這入つて來ました。

陣門を守る勇士達は怪しの曲者とばかり押取り刀で馳出しましたが、其の中の一人は件の武人の面を見て、

「オ、貴公様は……」

と云つた切り、少時は驚駭の聲を絶ち得なかつたのです。それもその筈でありませう、

檢非違使
和法の者や靈威
等を擁へて檢べ
る役

右兵衛尉

宣陽門外に居り、
外を警備し、
朝の時に、前後
の警備を司る
役。兵衛尉は衛
門の右衛尉を檢
非違使に特命せ
らる。置に源平
の武士が之に當
つた。

曹司
役部屋のこと

この武人は、京都の御所で檢非違使右兵衛尉と云ふレ、ツキとしたお
役をつとめてゐる、義家の弟の新羅三郎義光其人だつたのですから

義家も全く夢かとはかり驚きました。そして、怎麼して千里を遠
しとせず遙々奥羽まで下つて来たかを、先づ尋ねるのでした。

「兄上、私は兄上の軍が利あらずして御困りになつてゐると傳へ
聞きまして、矢も楯もたまらずやつてまゐりました。實は朝廷に
も御聽許を願つたのですが、わけの判らぬ公卿達が、あれは私の
闘ひだから助けるには及ばぬと云つて聽許してくれませんので、禁
中から下された弓の弦袋を脱して、曹司に置いて、ソーツと番所
を脱出で茲まで来たのでムいます。この戦ひに萬一御敗けになつ
ては、兄上はもとよりの事、朝廷の御爲にも御威勢を墜す由々し
い大事だと存じたからでムいます。
義家は、皆まで聞かず、涙を流して喜びました。

純忠

配家は後三平の
役で賊を平げた
のに朝廷は之を
私闘だと云つて
賞を下さなかつ
た。併し義家は
少しも之を恨
まず、自分の領
地を分けて功の
あつた家來にや
りました。

風雅

勿米園の歌を詠
み、
風流の行ひ。

寛仁

強任のやうな賦
の再録でも録多
すれば、少しも
疑はずに愛し備
れんだこと。

「弟、よくぞ来てくれた。爾を見ると恰度父頼義公が再來された
やうで、百萬の味方を得たより私は嬉しい、私はこの勢に乗じて
キツト敵を屠つて見せる。

と義家は勇み立ちました。義光の下つたことを聞知つた關東所在の
源氏の將士は、これから續々と馳せ参じたので、遂に、最後には金
澤の棚を焼討して武衛家衡を誅戮し、亂を平らげることを得たので
ありました。

義家はその純忠、その寛仁、その風雅、詢に日本武人の典型と云
つて宜い理想的人物ですが、義光の友愛の至情も、實に此兄にして
此弟ありと謂ふべきものでありませう。

第六 恭儉持己の卷

報徳主義の創始者二宮尊徳が、晩年野州の方へ公用が出来て旅行
することがありました。

幕府の召出

天保十三年大松
水野忠邦より召
出されて御普請
役格となる。

諸侯の招聘

小田原侯を認め
とし 相馬侯、
下館侯、藤山侯、
谷田部侯の招聘
を受けたり。

儀容

行幸なそのこと

一汁菜

汁一碗、菜一皿
の御膳、料理

相州柏山の百姓金次郎であつた壯年時と違つて、尊徳も今は幕府から召出されて十分に加へられ、諸侯からも争つて禮遇されてゐる立派な先生であります。旅行をするにしても、相當の儀容を整へて、威張つて歩るいても差支へない身分なのであります。彼が其時差出した道中先觸なるものは、實に下のやうなものであります。

『覺』

一賃 馬 一疋

一人 足 但シ兩掛壹荷

右者我等儀御用ニ付明十七日河内郡山口村出立御代官山内總左衛門支配所野州東郷陣屋迄罷越候條、書面の人馬御定めの賃錢之を受取り遲滞なく差出し繼立て、且つ渡舟これ有る場所、前後村申合はせ差支なく取計らひ泊り宿にては上下四人分賄ひ用意致し置き、尤も所有合せ品を以て一汁菜の外、馳走がましき儀これ有るまじく候、此の先觸早々順達右陣屋へ相届けらるべく候

丑十月十六日

村名列記 年寄屋御中

御普請役格



させる習慣だのに、それと全く反對な尊徳のやり方に、深く感じ入つたといふことであります。

この前觸を受取つた問屋や年寄は、從來幕府の役人が旅行する時には無料でドシ／＼人馬を徵發して、泊り／＼では珍味佳肴を列べ

報徳仕法
尊徳聖廟の金鏡
神聖法

尊徳は一生綿服以上のものを身に着けた事がなく、又「報徳仕法」によつて流通し貯蓄した金子は、一萬有餘圓に達しましたけれども、彼は曾て私用のために、それに手をつけたことがなく、明治維新前までそれが公共財として積まれた儘、遂に維新の際に散失したと云はれます。

尊徳の如きは「恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及シ」た國性道德の模範として、長く傳へらるべき偉人でありませう。

第七 博愛の巻

聖武天皇の御后光明皇后は、それはく美しい御方でうりました。しかも皇后の人民を慈憐み玉ふ御心は、その御美しさにもまして深く大きかつたのであります。

或時皇后は、東大寺の中に浴室をお作らせになつて、貴賤の別なく其處で浴を取らせ玉ひましたが、皇后は、更に畏くも千人の者の

東大寺
聖武天皇御建の
寺院、有名な奈
良の大佛は茲に
在り。

誓願
佛に誓つて立て
られた志



垢を親しく淨めてやらうと決心あそばされたのでうります。

が、此は尊い御身にはあんまりの事だと反對する者もありましたけれど、皇后は到頭御誓願どほりに垢を洗つてやる事を實行あそばされたのです。

人民は、皇后の思召にたいもう夢かとはかり驚きました。あまりの勿體なさに恐懼してしまふものもありましたけれど、又一方には此のあり

疥癩病者

癩病患者俗に云ふ「カツタイ」

得べからざる無上の光榮に浴すべく、争つてその浴室に身を運ぶ者もあつて、忽ちにして九百九十九人の數に達しました。

が、いよくその最後の一人、千人目の一人が皇后の御前に其姿をあらはした時、皇后は思はず「アツ」と驚かれました。何故なら、その最後の一人は、四肢は歪み肉は爛れ、見るも忌はしい疥癩病者で、悪臭鼻を打つばかりでムいます。

流石の皇后も、この疥癩の垢を洗ふことは一寸躊躇なされましたが、タツタこの一人で千の數に満ちるのにと思ひ直して、到頭その務を立派に果されたのでした。此者は更に皇后に向つて、

「后様、醫者の申すには、私の此惡病は誰かに身體中の膿を吸つて貰へば、全癒るといふのでムいます。と云つて世に誰れ一人左様なことをやつてくれる者はムいませぬ。后様の仁慈大悲でどうかこの膿を吸つて下さらぬでムいませうか。と嘆願するのでした。

阿闍佛

東方密教淨土の佛にて阿闍とは無動、無怒の義。

皇后は遂にそれをも御許しになりました。見るにも堪へぬ全身の膿を到頭奇麗に吸つてやられたのでムいます。何と徹底した御慈悲であるでせう。そして、此事は決して他人に告げてはならぬぞと御命じになるのでした。

其時、今迄惡臭に満ちて居た病人の躰から、忽ち光明かくやくと輝き出て、

「皇后は今、阿闍佛の垢をとられた、決してそれを他には語らぬやうに……。」

と宣ふかと思ふ間に、汚ない疥癩病者は忽ち妙相端嚴の阿闍佛と變じつゝ、やがて搔消すやうに見えなくなつてしまつたのです。

皇后の仁慈に對して、神や佛が感動されたといふ此の妙なる傳へは誠に由あることでありませう。

併し貴い皇后の御身を以て、かほどまで徹底した博愛御實行の傳説あることも、矢張國の根本に徹底した博愛の教が植附けられてゐ

るからであります。諸君は、よくよく此點を考へて下さい。

第八 公益世務の卷

昔、徳川時代の初めに當つて、攝津國の淀川は、随分始末に困る川でした。

此川は近江の琵琶湖から出て、大和川、木津川、加茂川、桂川の四つの川を合せて流れますから、土や砂が盛んに上流から流れて来て河床がだんく／＼隆起くなり、その爲めに水が氾濫して年々一萬町歩からの田畑が荒蕪されてしまつたのでした。

幕府は何としまして、この水利を治めやうと、天和三年若年寄稻葉石見守正休、大目付彦阪壹岐守以下の役人を派遣して調査させましたが、其中には彼の有名な河村瑞軒も交つて居ました。瑞軒はもと卑しい車力から身を起して、奇才と敏捷とで巨萬の財を積んだ人物ですけれど、曾て奥羽と江戸との間に安全な航路を開いて、公益を

若年寄
大目付
幕府の役人

資けた事なぞもあるので、今度もこの難工事の視察に派遣されたのでした。



ました、そしてそれを上申すると、幕府は喜んで、瑞軒に工事監督を命ずることになつたのであります。

瑞軒は、併し公益を弘める事には、熱心な人でしたから、仔細に淀川の氾濫の原因を探究した上、それを救ふ方法を考へて歸つて來

衝攘島

冠の根、池田姫水の礎に基いて海水の進入を防ぐために築いた島。

排水車

水をかいだて車

瑞軒の考では、淀川が年々氾濫する根本の原因は、その海に注ぐところの河口に衝攘島と云ふ大きな島が横はつてゐるからで、若しこの島を切割つて河川を通したら、其害の大半を除き得る、ト考へた瑞軒は、數萬の人工を集めて、島の中央に長サ一千丈幅三十丈の新川を掘り二十日ばかりで落成してしまひました。が、その方法は實に巧妙でした。先づ新川の豫定線の中央に潤さ五丈の大きな穴を掘つて四邊の水を悉皆此穴に吸寄せた上、其水は排水車や樋を通して晝夜の別なく極力排水して、いよく水の盡きたところを見究めて新川の開鑿を初め、遂に難なく新川に通水しました、是が即ち今日の安治川で、それが爲めに年々の水害は非常に減じたのみならず、その安治川の兩岸に市街地を作つたことは、現在の大阪の繁榮の大なる基をなしたのであります。そして新川を掘揚げた泥土は川の南に積上げて山を作り、上に松を植えて海上往來の目標とし、之を波除山と名けたのでしたが、此山は後に瑞軒の豫言通り平地になつて只

僅かに瑞軒山の名を残すのみであります。

瑞軒が社會公益の爲めにやつたやうなところこそ全く御勅語のとおりに「公益ヲ廣メ世務ヲ開」いた活きた實例で、社會道德の完成とも云ふべきものでありませう。

第九 義勇奉公の巻 (上)

昔、欽明天皇の御代に、新羅の國が我國に叛いて、任那の府を攻滅ぼしてしまひました。

ソコデ、天皇は、紀男麿宿彌を大將軍にし、河邊臣瓊岳といふものを副將として、新羅を討伐なさいました。が、その河邊臣が、あまり無暗に進みすぎて敵の計に陥り、到頭生虜にされてしまつたのでした。

其時、一所に虜にされた軍士の中に調吉士の伊企儼と云ふ勇士が居ました。新羅の大將は伊企儼が名高い勇士であることを知つて居

欽明天皇
第廿九代
任那の府
日本から置いて
あつた役所



て、いろくのこと云つて降参をす、めますけれども、伊企儼は一言の下にそれを斥けてしまいます。大將は終に伊企儼の禪を無理矢理に脱がして、日本の方へ臀部を向けさせ「日本國王我が臀を喰らへ」と云はせやうと威嚇しますと伊企儼は、反對に「新羅王我が臀を喰らへ」と大喝一聲したので、大將は到頭大に怒つて伊企儼を殺してしまひました。彼の子の舅も又父の死體を抱いて死んでし

まつたのです。

此時、妻の大葉子も矢張同じ捕はれの中に居て、同じ運命になつたのですが、女ながらも彼女は最後まで勇敢に振舞つて「韓國の城の上に立ちて大葉子は領布振らすも日本へ向きて」と一首の歌を咏みながら従容と死に就いたのでした。

勅教に「常ニ國憲ヲ重ジ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」と仰せられてあるその義勇奉公の行は、日本人として一番大切なこととです。しかしそれは一時の感情や興奮で出来るものでなく、平素から其覺悟をして日頃の行ひは、「常ニ國憲ヲ重ジ國法ニ遵ヒ」、社會の模範となるやうな人であつてこそ、事ある時に立派な行が出来たのです。伊企儼と其妻や子迄が、かくも壯烈無比な奉公の誠を示したことは、全く其平素の心掛が尋常以上であつたからでありませう。

第九 義勇奉公の巻 (下)

徳川十五代の將軍慶喜は、もと水戸家の出で、烈公齊昭の第七子でありました。

もとく、水戸家は、光圀以來尊皇の志深い家系で、齊昭などは、そのため幕府から忌まれて蟄居を命ぜられた位ですから、その血筋を受けた慶喜が、一意皇室を尊んだのは、當然といへば當然のことであります。

が、此時に至つて、天下は内外共に日に月に多事になつて來ました。就中前將軍家茂が、第二回の長州征伐に失敗して、其歸途大阪で薨じてからは、幕府の威令は、だんく弱くなつて、到底此儘では諸外國の侮を防ぐことも出來なくなつたのであります。

恰度慶應三年の冬の初め、二條城に在つた慶喜は、板倉伊賀等以下の重臣諸有司を集めて、

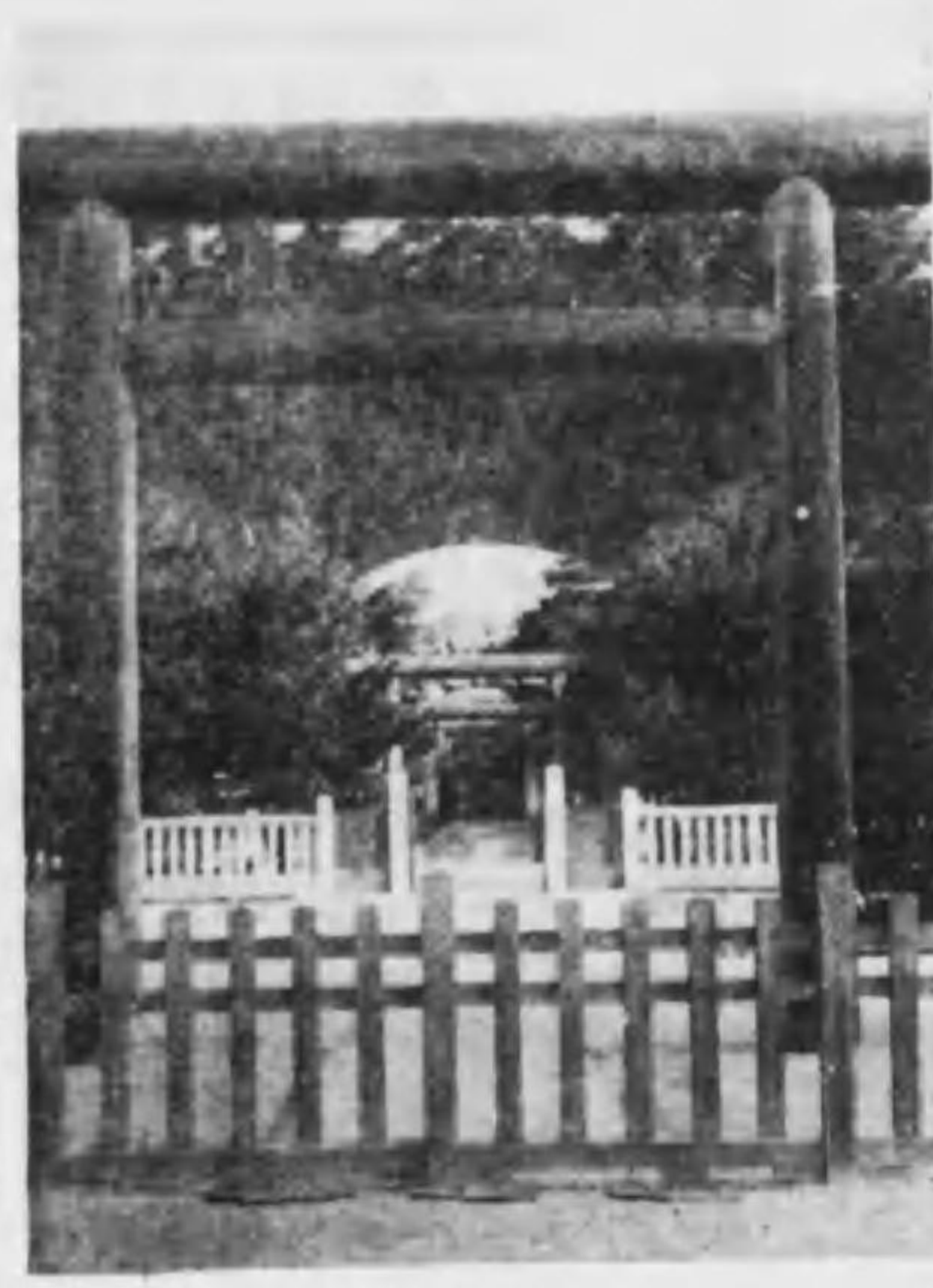
徳川光圀
四代將軍家時
代の水戸の親王
で、義公と稱し
大日本史を編ん
で大義名分を明
かにし、尊王思
想を鼓吹した。
齊昭蟄居
安政五年七月大
老井伊掃部頭齊
昭に蟄居を命じ
て、家茂を十四
代將軍に立つ。
長州征伐
長州藩が元治元
年に幕府を離し
たといふので、
第一回第二回の
征伐を行つた。

大權下に移り
建久三年、親
朝が征夷大將軍
となり幕府を離
れ、倉に隠れて以來
政權下に移つた



「天下の政權は天子自ら之を執り玉ふべきが當然であるのに、七百年來大權下に移つて今日に至つたけれど諸外國の交際漸く頻繁ならんとする秋、政令二途に出るやうでは國家の安全は期し難い彼等と對等の地位に立つには、どうしても大政を奉還して、陛下の大御心に基き一心協力して皇國を守らなければならぬ。」
ト、殆んど晴天の霹靂にも似た大英斷を申渡したのです。

徳川あつて皇室あるを知らぬ頑迷な臣下共の中には、不平なものもありましたけれど、天下の公道には逆ふことも出来ず、いづれも慶喜の言葉に服従してしまひました。



關下
關は朝廷を申しあげた

ソコデ、慶喜は翌日、直ちに桑名侯松平定教を遣はして、大政奉還の議を關下に奏上したのであります。

が、これ全く慶喜の奉公の至誠に依るものであつて、萬一慶喜が、此際尊氏のやうな不逞の志を抱いて居たら、左なきだに頑迷の臣下や譜代大名や親藩に擁せられる彼の實力は、到底薩長二藩の連合位

では倒す事が出来なかつたかも知れませぬ。さうなれば明治維新の大業はおろかのこと、内亂の際に乗ずる諸外國の魔手の爲めに、日本は印度や支那の轍をふんで居たかも知れません。慶喜の進退は實に國家安危の岐れ目だつたと云つていゝのです。

されば 明治大帝を以て、積極的に國體を闡明された聖者であらせられたとしますと、慶喜は消極的に國體を彰明した義勇奉公の賢者て又功臣とも云ふべきであります。

第十 咸其德ヲ一ニスルの卷

茲に掲げました寫眞は、宮城二重橋の光景を謹寫したものであります。

九重の雲深いところ、其處は、即ち國民崇敬の目標でおはします現人神たる 天皇陛下の御座あそばすところとして、神嚴の極みであり、崇高のいやはてであるべきは、今更云ふまでもないところで

國體の聖者
「國體の權化」
治天即ち明治大帝
尊嚴一尊

現人神
御代々の天照
神はいづれも活
きた神様である
との事。

慈父
父は正しい道徳
で子を愛します
厳師
おごそかに弟子
を教へ導く師匠

いますが、この崇高端嚴の奥に於いて、我が 聖上陛下は民を視るこ
と慈父の子を視るが如く、又嚴師の子弟に對するが如く、常に撫育
と指導とを怠
たり玉はぬの
でふいます。
その尊い御
實例の一つを
茲に御話しま
せう。



競つて左のやうな記事を掲げました。
『聖上陛下には、曩に吹上御苑舊馬場跡に六十六坪の水田を設備
昭和四年六
月十九日の都
下諸新聞は、

(欄 重 二 城 宮)
昭
和
四
年
六
月
十
九
日
の
都
下
諸
新
聞
は、

民業
民の仕事

龜鑑
かどみ



戒め玉ひ、依つて以て、
朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

あらせられたるが、六月十八日午後二時より、陛下には河井侍従
次官外侍従、生物學研究所の加藤助手等を従へさせられ、畏くも
降りしきる雨の中におり立た、せられ
約三十分亘つて御手づからら御田植
あそばされたり。
ト謹記して、一齊に 陛下の民業を尊み、
農を重んじ玉ふの聖徳を讃へまつつたの
でした。

併し乍ら、これ畏くも 陛下が、明
治天皇の勅教を御躬自らに奉じ玉ふて、
萬民に率先して、勤勞生活の模範を示し
併せてかの貴族富豪輩の自恣と徒食とを

終

7

3